感謝の気持ちを込めて、特別金利をご用意しました!

## 特別金利定期貯金 期間3か月

[取扱期間] 今和6年7月1日**月▶**令和6年9月30日**月** 

契約時に 新規に組合員に ご加入 いただける方

(税引後 年1.19%)

上記以外 の方

(税引後 年0.79%)

※上記金利の適用は初回満期日までとなります。 ※次回継続時は継続時の店頭表示金利が適用されます。

ご契約額 100万円以上1,000万円以下

期 間 3か月 自動継続

募集金額

30億円

で利用いただける方個人の方 新規にお預けいただく方

※中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

※利息に 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が分離課税されます。

※既に当JAにお預けいただいている普通貯金・定期貯金等から本商品に切りかえることはできません。

※「プレミアム」の商品内容は、お近くの支店窓口までお問合せください。

※金利環境の変化等により適用金利変更となる場合や取扱いを中止させていただく場合があります。

※募集金額に達した場合は販売を終了させていただくことがあります。



	,
1.商品名	●スーパー定期貯金(単利型)(愛称:プレミアム) ●大口定期貯金(愛称:プレミアム)
2.販売対象	●個人
	●当 JA へ新規にお預けいただける資金を対象とさせていただきます。 既に当 JA にお預けいただいている普通貯金・定期貯金等から
	本商品に切り替えることはできません。
3.取扱期間及	●令和6年7月1日(月)~令和6年9月30日(月)
4.期 間	● 3 か月自動継続(元金継続または元利金継続)
5.預入方法	
(1) 預入方法	●一括預入
(2) 預入金額	● 1 0 0 万円以上 1 , 0 0 0 万円未満 ● 1 , 0 0 0 万円
	●スーパー定期貯金「プレミアム」と大口定期貯金「プレミアム」のお預入れ合計金額は、お一人様 1,000 万円までとさせていただき
	ます。
(3) 預入単位	● 1 円単位
(4) 預入形態	<ul><li>総合口座または定期貯金通帳への預入に限ります。</li></ul>
6.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7.利息	
(1) 適用金利	●預入時の取引に応じて、以下の特別金利を初回満期日まで適用します。次回継続時には自動継続時の店頭表示金利を適用
	します。
	① 契約時に新規に組合員加入(令和6年4月1日~9月30日まで)された方は1.50%を適用します。
(2) 1111 111	② ①以外の方 1. 00%を適用します。
(2) 利払頻度	●満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。   ● 20.315% (国税15,315%、地方税5%) ※ の分離課税となります。
(4) 税 金	● 2 0 . 3 1 5 % (国祝 15.315%、地方祝 5%) ^ の分離課祝となります。   ※ 2 0 3 7 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。
(5) 金利情報の	※ 2037年12月31日までの週用となります。   ● 金利は店頭またはホームページに表示しています。
入手方法	▼ 並作の口場のたらのハーム・ハーンにないいしている 9。
8.手数料	
9.付加できる特約	  ●総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
事項	● 減ら口煙の担保に組入れてさます。 (負越利率は担保足病的 まのが足が率により、3 %を工業とした利率)   ● 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入
于识	出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
	■マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制   ■マル優の取扱いはできません。
	度」)の取扱いができます。
10.中途解約時の	
エリ・エール カキボリロサリノ	↓●満期日則に解約する場合は、以下の中球解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。   ① 6か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率   ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合
取扱い	① 6 か月未満・・・ 解約日における普通貯金利率 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA, BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率 ①預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A , B および C ( C の算式により計算した利率が 0 %を下 回るときは 0 %とします。)のうち、もっとも低い利率とします。
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率 次の A , B および C ( C の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A . 解約日における普通貯金の利率 B . 約定利率 – 約定利率×30%
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率 次の A , B および C ( C の算式により計算した利率が 0 %を下 回るときは 0 %とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A . 解約日における普通貯金の利率 B . 約定利率 — 約定利率×30% C . 約定利率 — (基準利率 — 約定利率)×(約定日数 — 預入日数)
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
	① 6 か月未満・・・ 解約日における普通貯金利率
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
	① 6か月未満・・・解約日における普通貯金利率
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
	① 6か月未満・・・解約日における普通貯金利率
	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
取扱い	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率 <ul> <li>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合次のA, BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、もっとも低い利率とします。</li></ul>
取扱い 11.貯金保険制度	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率  ② 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A , B および C ( C の算式により計算した利率が 0 %を下 回るときは 0 %とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A . 解約日における普通貯金の利率 B . 約定利率 − 約定利率 × 3 0 % C . 約定利率 − (基準利率 − 約定利率) × (約定日数 − 預入日数)
取扱い	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率 ②預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合次の A, B および C (Cの算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 – 約定利率×3 0 % C. 約定利率 – (基準利率 – 約定利率)×(約定日数 – 預入日数) 预入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ②預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合次の A および B の算式により計算した利率(B の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 – 約定利率×3 0 % B. 約定利率 – 約定利率×3 0 % B. 約定利率 – 約定利率×3 0 % B. 約定利率 – (基準利率 – 約定利率)×(約定日数 – 預入日数) 預入日数 ● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金
取扱い 11.貯金保険制度	① 6 か月未満・・・・解約日における普通貯金利率  ② 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合次の A, Bおよび C (Cの算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 - 約定利率 > 3 0 % C. 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。② 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 - 約定利率 × 3 0 % B. 約定利率 - 約定利率×3 0 % B. 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) 預入日数 で低談対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度)	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お よび紛争解決措	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率  ① 預入日の1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 – 約定利率×30% C. 約定利率 – (基準利率・約定利率××(約定日数 – 預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当」A所定の利率とします。 ② 預入日の1 か月後の応当日以後に解約する場合、次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率(Bの質式により計算した利率(Bの質式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 – 約定利率×30% B. 約定利率 – (基準利率 – 約定利率×30% B. 約定利率 – (基準利率 – 約定利率×30% Cに 変する。  ● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話:0538-36-7039)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お よび紛争解決措	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お よび紛争解決措	①
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お よび紛争解決措	① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA, B および C (C の貸式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 − 約定利率×30% C. 約定利率 − (基準利率 − 約定利率×30% C. 約定利率 − (基準利率 − 約定利率) × (約定日数 − 預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次の A および B の貸式により計算した利率 (B の貸式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 − 約定利率×30% B. 約定利率 − (基準利率 − 約定利率) × (約定日数 − 預入日数) 預入日数 ● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA支店または金融部(電話:0538-36-7039) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ※分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お よび紛争解決措	① 行入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合次のA, BおよびC(Cの質式により計算した利率が0%を下回るときは0%とはます。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 – 約定利率×30% C. 約定利率 – (基準利率・約定利率)×(約定日数 – 預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適日される利率を基準として算出したも当」A所定の利率とします。 ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合次のおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 – 約定利率×30% B. 約定利率 – (基準利率 – 約定利率)×(約定日数 – 預入日数) 預入日数  ● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  ● 苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話:0538-36-7039)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  ・ 紛争解決措置分部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンクー
取扱い  11.貯金保険制度 (公的制度)  12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	① 6か月未満・・・ 解約日における普通貯金利率  ② 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA, BおよびC(Cの資本に分計資力におり1つ等した利率が0%を下 回るときは0%とします。)のうち、もつとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 − 約定利率×30% C. 約定利率 − 10を列車の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として貸出した当JA所定の利率とします。 ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの貸式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 − 約定利率×30% B. 約定利率 − (基準利率−約定利率×30% B. 約定利率 − (基準利率−約定利定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・普通貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ■ 活情処理措置本商品にかる相談・苦情(以下「苦情等)という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話・0538−36−7039)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話・03−6837−1359)でも、苦情等を受け付けております。  ● 分解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
取扱い 11.貯金保険制度 (公的制度) 12.苦情処理措置お よび紛争解決措	① 6 か月未満 ・・・ 解約日における普通貯金利率
取扱い  11.貯金保険制度 (公的制度)  12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	① 6か月未満・・・ 解約日における普通貯金利率  ② 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA, BおよびC(Cの資本に分計資力におり1つ等した利率が0%を下 回るときは0%とします。)のうち、もつとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 − 約定利率×30% C. 約定利率 − 10を列車の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として貸出した当JA所定の利率とします。 ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの貸式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 − 約定利率×30% B. 約定利率 − (基準利率−約定利率×30% B. 約定利率 − (基準利率−約定利定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・普通貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ■ 活情処理措置本商品にかる相談・苦情(以下「苦情等)という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話・0538−36−7039)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話・03−6837−1359)でも、苦情等を受け付けております。  ● 分解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)